

**きらり健康生活協同組合
にじのまち訪問リハビリテーション 運営規程**

(事業の目的)

第1条 きらり健康生活協同組合が開設する老人保健施設にじのまち（以下「事業所」という）が実施する訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : きらり健康生活協同組合 老人保健施設にじのまち
- (2) 所在地 : 福島市北沢又字番匠田5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、訪問リハビリテーション等の業務および従業者の管理を行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
医師1名以上
理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 1名以上
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーションを提供する

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日、老人保健施設にじのまちの夏季休診日及び年末年始休診日、その他きらり健康生活協同組合が定める日を除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの内容

- (1) 訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう支援します。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点からサービスを提供いたします。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割または2割または3割とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えて1kmにつき 25円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福島市とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置について)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12条 個人情報の取り扱いについてはきり健康生活協同組合「個人情報保護」基本方針および関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はきり健康生活協同組合上松川診療所が定めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・体調に不安がある場合やご利用者・ご家族に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合はサービスご利用前にご相談ください。
- ・ご利用にあたり、保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は必ず当事業所までお知らせください。
- ・あらかじめ計画された時間に、利用者の緊急対応や交通事情等により遅れる場合があります。また、事業者側の都合により、日時の変更をお願いする場合があります。
- ・利用者様、ご家族様からのお心遣い、訪問時の飲食などのもてなしは遠慮させていただきます。
- ・訪問サービス提供中、ペットは別室に隔離をお願いする場合があります。
- ・訪問サービス提供中、喫煙はお控えくださるようお願いいたします。
- ・訪問サービス提供にあたり、利用者様の現金をお預かりすることはございません。(ただし、利用料のお支払方法が現金の場合は、領収証と引き換えに現金をお預かりいたします。)
- ・利用者様の預金通帳、キャッシュカード、有価証券、印鑑等をお預かりすることは一切ございません。また、それらの保管場所を伺うこともございません。
- ・利用者又は家族が、事業所や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる等)のハラスメント行為を含む)を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。

附 則

この規定は、2022年4月1日から施行する。